

## 令和8年第1回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

### 議案第8号 狭山市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○保育料の基準の決定方法は。また申請等は必要か。

●D階層の軽減が適当と認められる世帯としては、例えば要支援家庭など、配慮の必要な家庭が、こども誰でも通園制度を利用することで保護者の負担が軽くなるので虐待のリスクが減ると期待できる。利用方法は申請をいただいて、認定するといったことを考えている。認定については利用認定証を発行し、利用の階層、使用料の区分が分かる。

○仕事を辞めたり、収入が変わることで階層が変わる場合は。

●通常は前年所得で保育料が決定するが、収入が大きく減少した場合や被災した場合については、減免規定がある。それ以外の特別な事情については、状況を鑑みて相談に応じる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第9号 狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第10号 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○県からの方針で、一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れをしないことになったが、県との協議は。市としては意見を上げたか。

●県と国保連と市町村の国保主管課長で構成をされた埼玉県国民健康保険運営推進会議で協議を行い、3つのワーキンググループで議論を重ね、最終的には推進会議で決定したという経緯になっている。

どの市町村も財政運営が大変厳しくなるので、これまで要望はしているが、制度に反映されないのが現状である。

○県の方針に従わない場合は。

●運営方針を達成した市町村に対して交付されるインセンティブ予算が受け取れないという、財政的なペナルティーは既に示されている。

○減免制度に関する見直しは。

●県の運営方針第3期において、県内同一の基準を定めると示されている。ただし、適用となるのが令和9年度の見込みが高く、令和8年度は、従前の市町村の減免制度が適用できると考えている。減免基準については、1年限りになる可能性は高いが、見直しを検討している。

○減免制度に関しては、市町村独自の事務として継続できるよう、県への要望を継続されたい、との意見。

○税率改定に当たっての丁寧な市民へ説明責任について、見解は。

●広報紙やホームページ等で、単に税率が上がったという周知だけではなく、ここに至った経緯を理解できるような丁寧な説明を心がけていきたいと考えている。

○大幅改定ときは、段階的に対応し、緩和策を講じるものではないのか。

●令和9年度の準統一に向けて、これまでの税率改定の際にかなり控えめに抑えてきたが、その結果、財政調整基金が底をつき、今回税率を上げざるをえない状況となっている。

○持続可能な国民健康保険のために、差押えに至った世帯の背景にまで目を向けられたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第16号 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第7号） 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入、繰越明許費並びに債務負担行為

○図書館建て替えに関するサウンディング調査業務委託料が減額補正となった経緯とその進捗状況は。

●中央図書館建替基本方針の**策定**が想定より進まず、サウンディング調査を実施できなかったため減額した。庁内では図書館の在り方や立地、施設規模などを検討しており、まず立地の検討を進めている。公共施設マネジメント計画で位置付ける2028年度以降の建て替えに向けて検討を進めていく。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第17号 令和7年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第18号 令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第19号 令和7年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第20号 令和8年度狭山市一般会計予算 歳出 3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入 14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入 並びに債務負担行為について

### 3款 民生費 について

○「親世帯安心同居・近居補助制度」について、企画課の定住促進事業からの制度の移管の経緯は。

●人口減少・少子高齢化を踏まえ、従来の企画課所管の移住定住促進目的である「親元同居・近居支援補助制度」は一定の目的を達成したと判断。令和8年度からは高齢者福祉施策の一環として福祉政策課所管の「親世帯安心同居・近居補助制度」に再設計。予算は6月末までの経過措置である企画課800万円プラス福祉政策課1,200万円を合計2,000万円を確保する予定である。

○制度の目的変更・移管の経緯と、福祉部としての政策判断は。

●次期地域福祉計画策定の中で自助・共助・公助の強化という方針のもと、親世帯の安全見守りに家族の同居・近居が有効と認識していた。企画課より令和8年度当初予算の検討段階で打診があり、早期の制度化が可能と判断し取り組んだ。

○新たな親世帯安心同居・近居補助制度の対象の子世帯を46歳未満とした理由は。

●現行制度開始前の直近3年間の狭山市の年齢別人口において45歳から49歳、50歳から54歳の区分において増加傾向が見られたことから、本制度の目的である子育て、介護等の共助を推進し、若年世帯の定住促進を図るため、減少傾向にある46歳未満を対象とした。

○対象を築20年未満の住宅とするのは根拠が弱いのではないか。

●住宅の資産価値や状態が比較的良好であると見込まれる築20年未満の物件購入を対象とした。

○増改築の20%、20万円が補助の上限では少ないのでは。

●高齢者社会が一層進む中で、自助の力を高めるものの一つとして、子世帯の背中を少しでも押せる制度として考えている。

○団地など築20年以上の住宅も対象となるような、ライフステージに応じた柔軟な制度に設計されたい、との意見。

○子どもが46歳未満時点では、親が元気な時期であり、同居・近居の需要が低く、親の介護が必要になる子どもの年齢は46歳よりもっと上となる。46歳未満の根拠は。

●年齢が上がるにつれて住宅購入ローンを組むのは難しいため、この年齢設定としたことは妥当だと考えている。

○対象となる年齢に合う人がいない懸念があるため、制度を再検討されたい、との意見。

○ひとり暮らし高齢者等総合支援事業の「高齢者の金銭管理の支援」とは、どのようなものか。

●認知症等の診断が出ない段階での支援として、社会福祉協議会で実施しているあんしんサポートネットで金銭管理を行っている。

○具体的な支援内容は。

●日常的な金銭管理として、福祉サービス利用料の支払いの手続や年金、福祉手当の受領、税金や社会保険料、公共料金の支払い等の金銭の管理にサービスが使われている。費用については、月額上限3,200円

を補助している。

○あんしんサポートネットの新規の対応ができていないことへの、市の認識は。

●事務職員の人手不足とのことなので、今後社会福祉協議会と事務の効率化等を検討していきたい。

○あいサポート運動事業について、手話言語条例に基づく、新年度における新たな啓発事業等の計画は。

●講習会を例年実施しているが、回数を増やしたり、各地域で行っているイベントに手話関係のブースを出展する等、聴覚障害者の会と調整を図りながら行っていきたい。

○障害者福祉扶助費の難聴児補聴器購入助成費の対象について、18歳までとなっているが、少なくとも学生までを対象とされたい、との意見。

○障害者福祉扶助費における日常生活用具給付の変更点は。

●ストマ用装具、紙おむつ、収尿器については、市外に住んでいる方で狭山市が援護地となっている方も、令和8年4月から支給対象とする。

○はじめてのえほんプレゼント事業について、申込ではなく窓口に来れば受け取れるということか、本の内容は毎年変えていくのか。

●出生届に伴う児童手当やこども医療費の手続時に直接その場でお渡しする。当分の間はこの選書した3冊で実施する意向である。

○母子家庭等自立支援事業費の各児童福祉扶助費について、現状の利用の実績と新年度の見込みは。

●自立支援教育訓練給付金の実績は、令和6年度が3件、令和7年度が12月末時点で3件。令和8年度は確定している対象者が令和7年度より1名減少し、予算減となっている。事業の成果は、資格取得により、収入の増加や資格を生かした業種への転職に結びついている。

高等職業訓練促進給付金の実績は令和6年度が12件、令和7年度が12月末時点で13件となっており、令和8年度は例年の申請状況から20人程度で見込んでいる。事業の成果としては、100%就労に結びついている。

養育費関連公正証書等作成促進補助金の実績は令和6年度が11件、令和7年度が12月末時点で12件、令和8年度は例年の申請状況から10名程度を見込んでいる。

養育費保証契約促進補助金の実績は令和6年度及び令和7年度が12月末時点でゼロ件となっており、令和8年度は2名程度を見込んでいる。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の実績は、令和6年度及び令和7年度の12月末時点でゼロ件となっており、令和8年度は1件程度を見込んで予算措置をしている。

養育費保証契約促進補助金、高等学校卒業程度認定試験合格者支援給付金は、令和6年度から現在まで実績はないが、事業としては継続し、制度の周知に努めていく。

○養育費保証契約促進補助金、高等学校卒業程度認定試験合格者支援給付金の利用がないことについて、どう考えているか。

●養育費保証契約促進補助金については、公正証書の内容が履行されなかった場合に利用される制度で

あり、該当者が少ないと考えられる。高卒認定試験合格支援給付金は、中卒者・中退者自体が少ないことや、ひとり親が仕事・子育て・学業を両立するハードルが高いことも要因と考えられる。今後も必要な人に情報提供を丁寧に行っていく。

○養育費保証契約促進補助金については保証会社と契約しておけば、未払い時に保証会社が立替払いし、取立てを行う制度であり、非常に重要。公正証書作成時に併せて契約を勧められたい。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金については、学習環境の整備が必要であり、利用が進まない理由の分析と改善をされたい。

共同親権導入により、ひとり親制度が使えなくなる懸念があるため、市独自の支援継続体制の検討をされたい、との意見

○要保護児童対策地域協議会の直近の支援の状況、新年度の見込み等は。

●令和7年12月末時点の状況は、要保護家庭が18件、要支援家庭が325件、特定妊婦が27件、令和6年度と比べると総数は増えているが、令和5年度、令和6年度、令和7年度で見ると、要保護家庭は若干減っている。要支援家庭と特定妊婦は令和5年度から見ると件数は減っているが、少子化を考えると、割合としては減っていないので来年度に関しても同様の傾向になると推測している。

○狭山市としての課題は。

●職員を1名増員したが、対応件数も増えており、親の養育能力的に支援が必要なケースや、長期的な支援が必要となる家庭が増えていることから1件当たりにかかる時間も増えている。それに伴い、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業の件数も増えている。したがって、事務負担の効率化を考える必要がある。

○保育士奨学金返済支援事業では、何名の利用を見込んでいるのか。

●今現在、4名の申請があり、新年度は新規の申請を6名と見込んでいることから、合わせて10名分の予算を確保している。

○事業の評価と、今後保育士確保に向けた取組は。

●利用申請者から「とても助かる」という声をいただいている。

保育事業者からは、職員募集に当たり奨学金返済支援は非常に魅力度アップにつながる。

狭山市内の保育士養成校の先生からは、返済支援があることが狭山市への就職につながるのではないかと。といった声があった。

保育士確保策として、来年度は市民交流センターで8月の就職活動が本格化する前に「保育士・幼稚園教諭就職フェア」の開催をしていきたい。

○認可保育所について、定員が増加しているが、待機児童も2月の時点で増加している。その要因・傾向についての見解は。

●女性の就業率の向上に加え、入曽地区は、駅の開発により戸建て住宅が増加、新狭山地区は駅周辺に大きなマンションが建ち、東三ツ木の近辺、新狭山駅付近に分譲住宅ができていたといった地区的な要因がある。子育て世代の移住で待機児童が増えていると捉えている。

○特に0～2歳児の定員について事業者と連携しながら拡大の支援と、特に入曽、新狭山地区については、市として施設を整備されたい、との意見。

○公立保育所における医療的ケア児の受入れの新年度の見込みは。

●令和7年度は、入曽保育所において2名を受け入れている。令和8年度からは、広瀬保育所で受入れ体制を整えていくが、今現在、入所相談はないため、令和8年度は入曽保育所の2名のみでの予定である。

○学童保育室の待機児童に係る今後の整備の見通し、方針は。

●令和8年度はこども計画の通り、柏原小学校区に40人分の提供体制を増やすために、民間学童を誘致し4月に開室する。さらに、山王小学校区に前倒しで、40人分の提供体制を増やす。令和9年度は新狭山小学校区の予定だが、令和6年度に誘致した民間学童保育室の定員を満たしていないことや、マンションの建設による影響も数年遅れて増加する傾向があることから、動向を注視し、検討していきたい。

○学童保育室について、学校におけるタイムシェアの今後の取組は。

●山王小学校では40名の受入れを行う。御狩場小学校の英語ルームとPTA会議室、柏原小の図工室を来年度借りる予定。この2つの学童は、募集人数拡大ではなく、子どもたちの環境改善を図るため借りるもの。

○学童保育室巡回アドバイザー派遣業務委託の内容は。

●学童保育室の現場へ児童発達支援の専門知識を持つアドバイザーを市の委託により派遣し、職員に適切な指導や助言を行うことで、心理的負担の軽減と、子どもたちがより安心して過ごせる居場所づくりを進めていく。

#### 4款 衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 から 4目予防費 について

○狭山准看護学校の今年度末の卒業、来年度の入学、近年の進学等の状況は。

●今年度の卒業予定者数は18名、就職及び進学の内訳は、市内就職者が7名、市外就職者が5名、進学者が3名、未定が3名。昨年度は24名の卒業生のうち、17名が就職。うち市内が11名、市内就職率64.7%。令和5年度、令和4年度は、50%前後の就職率で推移。来年度入学予定者は2月末現在で18名である。

○狭山市ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業について、令和8年度のスケジュールは。

●PFI選定委員会の答申を踏まえ、今年度末には優先交渉権者の決定を行いたい。来年度は4月に、PFIの基本協定を締結し、第2回定例会に、債務負担行為の議案を提出予定。その後、7月から8月にかけて事業者と仮契約の締結を行い、第3回定例会において事業契約の議案、ふれあい健康センター条例の改正条例及び指定管理者の指定議案の提出を予定。また、VFMの算定は、本年3月の優先交渉権者決定の段階で一度算出。最終的には、本年7月から8月にかけての仮契約の前段階において、算定を行う予定である。

○改修時の保健センターの業務の実施形態は。

●保健センターは、5月の連休明けから、奥富ふれあい館に事務所が移転。事業は、乳幼児健診を4月よ

り武道館で、成人健診を6月より市民会館で実施予定。その他の各種教室・相談等は、市内の公民館等を活用して実施する。

○改修後の保健センターの機能は。

●建物の長寿命化工事に加え、内部レイアウトについては、乳幼児健診や成人健診の際の利用者の動線を見直した健診ブース、プライバシーを尊重した相談ブース、3階には最大150名収容可能な多目的室をつくり、健康講座や講演会の実施が可能となる。

また、保健センターと健康づくり支援課の事務室と窓口を1階に集約し、利用者の動線改善や職員の作業効率の向上を目指している。

○成人保健事業費の健康カレンダーの令和8年度の印刷契約について、コスト最適化に向けた検討は。

また、この予算の積算根拠は。

●現在庁内で、行政刊行物の印刷に関する各担当課長の会議を開催し、費用対効果、競争性の担保等について、検討しているところである。

予算の積算は、例年の実績ベースで積算した。

## 10款 教育費 について

○図書館の建替えについては、公共施設マネジメントや学校施設の更新との関係も踏まえつつ、全庁的な検討を進め、早期に基本方針を示されたい、との意見。

○図書館の電子書籍導入について、冊数・契約形態・市民の利用方法は。

●電子書籍は紙の本を補完するサービスとして導入し、書籍約500タイトルと雑誌を予定。契約は買い切り型のほか期間・回数限定型もあり、早期の運用開始を目指す。利用は図書館ホームページの電子図書館から行う。

○電子図書館について、近隣自治体との相互利用は。

●先行自治体では、電子図書館は契約により利用者が在住・在勤・在学者に限定されており、近隣自治体との相互利用は行っていない。狭山市でも同様の条件となる可能性がある。

○市民総合体育館の設備修繕料の内容は。また、老朽化が進む中で空調設備を含めた大規模改修の検討は。

●修繕料は非常用照明設備の更新である。空調設備を含めた大規模改修については、令和8年度にスポーツ協会加盟団体などから施設設備に関する意見を聴取し、個別計画策定に向けた検討を進めていく。

○学校体育施設開放事業におけるオンラインキーシステムとはどのようなものか。また利用方法は。

●学校体育館の開閉にスマートフォンアプリ等を利用したオンラインキーを導入する。利用団体ごとにIDとパスワードを発行し、許可された時間のみ開閉できる仕組みで、開閉記録も残る。学校や公民館にはカードキーを貸与し、利用管理の適正化を図る。

○小学校トイレ改修設計委託料は、既に様式化が完了したトイレとは別の改修か。また、現在と今後の洋式化率の見通しは。

●小学校トイレは1系統の改修が完了しており、今後は2系統目の改修を進める。令和8年度は8校の設計を行い、令和9年度から10年度にかけて、各年4校の工事を予定している。洋式化率は令和6年度末で60.9%、令和13年度には76.1%となる見込みである。

○中学校体育館空調整備工事の発注方法は。また、体育館が使用できない期間は生じるのか。

●中央中学校ほか6校の整備については、現在実施設計を進めているところであり、発注方法は検討中だが、同時期の発注を想定しており、工事期間中は体育館が使用できない期間が生じる。

○中学校体育館空調の方式について、災害時を想定したプロパンガスなどの併用は検討しているのか。

●教育環境の確保を優先して整備を進めるが、災害時の対応については課題と認識しており、引き続き研究していく。

○教育費の事務局運営事業費のストレスチェック委託料に関し、学校職員のストレスチェックの結果と対応はどうか。

●高ストレス判定者は38人で、学校により状況は異なる。保護者対応や同僚関係などが要因として見られ、希望者には面談などのケアを行う体制を整えている。

○市の奨学金は所得要件・学力基準を設けてから利用が減少しているが、条件緩和などの見直しを検討した経緯はあるか。

●国の制度の拡充と時期が重なり申請が減少している。要件は、制度の本来の目的である「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学金を貸与し、もって有為な人材を育成すること」に沿った形で設けたものである。また、滞納防止の効果もある。一方で申請が少ない状況は課題と認識しており、他市の状況を調査するなど、研究していきたいと考えている。

○小中学校の適正化の推進事業の現状と令和8年度の実施は。

●現在、基本方針に基づく対策案の検証を行っている。令和8年度は地元検討組織を立ち上げ、検証結果をもとに協議し、提言を踏まえて取組手法を考えていく予定でいる。

○小中学校の適正化の対象地区は。

●入曽地区・水富地区の小学校、教室不足対策が必要な入間川東小学校地区、中学校は市全域で検討を進める。

○地元検討組織の委員構成の考え方は。

●学校運営協議会委員を中心に、自治会長など地域関係者を加える形を想定しており、要綱を定めて決定していく。

- 小中学校の適正規模・適正配置の検討において、小学校で地区を越えた学区再編の検討はあるか。
- 現在は基本方針に基づき地区ごとに検討している。将来推計は5年程度ごとに見直す予定であり、状況によっては将来的に市全体での検証も検討していく。
- 公立小中学校の教員の病休の状況と新年度の担任確保、代替教員の体制は。
- 現在、精神疾患による病休者はいない。新年度の担任は確保できている。代替教員の派遣については非常勤講師7名程度の任用を見込んでいるが、学校からの要請に100%対応するのは難しい状況である。
- 中学校部活動の地域移行の内容と費用は。
- 運動部は既存の部活動を中心に種目を設定し、文化活動は吹奏楽を予定している。費用は年会費2,000円、月会費3,000円を想定しており、指導者報酬が発生するため従来の部費より高くなる見込みである。
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置状況と確保の見通しは。
- 現在は必要人数を充足している。主な業務は健康診断等で、今後についても十分確保できる見込みである。
- さやまっ子スイスイプロジェクトについて、プールまでの移動距離がある学校における、冬季の冷えや低学年児童の体力など健康面への配慮は。
- 移動時の安全や健康面に十分配慮して実施しており、現在のところ移動に伴う健康被害の報告はない。
- さやまっ子スイスイプロジェクトの費用対効果と、児童1人当たりの費用は。
- 学校プールの改修や維持管理費を含めて試算すると、今後40年間で約33億円の費用削減効果を見込んでいる。また、事業費を児童数で割ると、年間で1人当たり約1万4,000円程度となる見込みである。
- 小・中学校の就学援助の認定率の状況と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の就学援助事業費への充当内容は。
- 令和7年度当初の認定率は、小学校が平均10.1%、最低5.8%、最高14.7%、中学校が平均11.3%、最低6.9%、最高14.6%である。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、国庫補助対象外の費目に対し約80%を見込んで就学援助事業費へ充当する予定である。
- 中学校の就学援助に部活動費を追加するなど、支援拡充の検討状況は。
- 部活動費については近隣市でも支給している例が少なく、費用のばらつきも大きいことから、現時点では就学援助の対象としていないが、部活動の地域展開に伴う経済的困窮世帯への支援については、別途検討しており、その地域展開の中で支援していきたい。
- 学力向上推進事業の内容と、A I 英語会話アプリ導入の位置づけは。
- 事業学力向上推進事業の内容は、中学生の学習支援（長期休業中の集中講義）、小学生の放課後学習支援、A I 英語会話アプリによる英語力向上の3つである。A I アプリは、これまで実施していた英語検

定対策講座に代わり、令和8年度から導入するものである。

○中学生国際交流事業の財源は。

●企業版ふるさと納税による寄附を活用するものであり、これまでALT配置経費の一部に充てていた寄附を、令和8年度からは中学生の国際交流事業に活用する予定である。

○中学生の海外派遣事業の内容と今後の継続性は。

●韓国統営市への国際交流事業として実施を検討しており、各中学校2名程度、計16名程度の派遣を想定している。事業内容は現在調整中であり、実施状況を踏まえ今後の継続について検討する。

○中学生国際交流事業について、参加する生徒だけでなく、参加しない児童生徒にも学びが広がるような取組は考えているのか。また、引率者や日数、事業委託料の内容は。

●派遣生徒による事前・事後の活動や学校での発表などを通じ、他の児童生徒にも学びが広がるよう事業内容を検討していく。引率は教育関係者2名程度を想定し、日程は2泊3日程度を予定している。事業委託料には、旅行会社に委託する費用として交通費や企画料、添乗費用などを含んでいる。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第21号 令和8年度狭山市国民健康保険特別会計予算 について

○滞納及び特別療養の対象世帯数は。

●滞納者は令和7年度12月末現在で3,774世帯であり、前年度同時期に比べ533世帯の減。特別療養は11世帯である。

○保険税の引き上げの都度、一般会計からの繰入れが減額になっているが、令和6年度の改定時、5年前及び10年前の一般会計からの繰入額は。

●決算ベースで、令和6年度は1億3,130万5,152円、5年前は5億548万7,223円、10年前は6億9,972万1,555円である。

○県の国保の財政安定化基金の現状は。

●財政安定化基金の残高は、令和7年3月31日現在で115億525万2,000円。令和6年3月末現在の残高が約123億円。令和5年3月末は約171億円、前年度から約4787億円の減少。令和4年度から令和6年度の3年間にかけて約56億円減少している。

○新年度の特定健診の目標値と現状は。

●令和8年度の目標値は50%に設定。現状の受診率は、令和8年1月末で34.7%であり、目標値に近い実績になる想定である。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第22号 令和8年度狭山市介護保険特別会計予算 について

○介護保険の調整交付金には、何%分の見込みか。また、5%分に相当する金額は。

●令和8年度予算では基準標準給付費の1.96%を計上。

5%の場合の金額は、令和8年度の標準給付費見込額で試算すると、約6億8,152万円となる見込みである。

○滞納数及び介護サービスの給付制限の状況は。

●令和6年度の現年課税分の滞納者数は、686人。介護サービスの給付制限の状況は、令和8年1月末現在で対象者は17人であり、このうち給付制限中のサービス利用者は7人である。

○保険料の減免制度の利用状況と、減免基準拡大への対応は。

●保険料の減免は、令和8年1月末現在で、生活困窮による減免が22件、東日本大震災に係る減免が3件、火災による減免が1件となっている。

この減免の見直しについては、これから第10期の介護保険の事業計画を策定する中で、併せて検討していきたい。

○特別養護老人ホームの待機の状況は。

●令和7年4月1日現在142人で、昨年同時期の調査結果から85人減少している。

○市内介護事業所のサービスの休止、停止などの直近の状況は。

●市内の介護事業所は、本年2月1日現在で187事業所であり、廃止が3件、休止が3件。

○新規の指定の状況は。

●新規の指定が11件、このうち訪問系が5件で、サービス提供体制への支障はないものと考えている。

○介護保険の総括的な財政の状況は。

●介護保険の事業は、介護保険事業計画で3か年の計画を立てて、計画的に予算配分しながら進めている。事業費については、物価高騰や人件費の引上げの影響で、委託料が上がっている。給付費全体を見ても、介護認定者数は増えているので、計画の中でも見据えて計画を立てているが、給付費も上がっている。

財政状況は、準備基金の積立てはできているので、計画どおりに進んでいる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第23号 令和8年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算 について

○滞納及び特別療養の対象者数は。

●滞納状況は、令和7年12月末時点で1,471人であり、前年の同時期と比べて同程度となっている。特別療養費の対象者には、医療の提供を受ける機会を損なわないために、資格確認書（特別療養）の交付はしていない。

○今年度は資格確認書が全員に送付されたが、新年度は。

●埼玉県においては、マイナ保険証をお持ちの場合は職権交付しないという登録状況によるものとなる見込み。資格確認書を職権交付するのは85歳以上。

ただし、国からは、職権交付されない場合においても、マイナ保険証の解除の必要はなく、申請により資格確認書を発行することは差し支えないと示されている。

実際に職権交付とならない被保険者の数が約1万4,700人と見込まれるので、広域連合と調整をしながら早めに周知して、受付を分散できるような体制を整えたい。

○財政調整基金の残高は。

●基金は広域連合と埼玉県でそれぞれ設置をしている。

広域連合における基金は、特別会計の決算剰余金を主に原資として積み立てた保険給付費支払基金が令和6年度残高が141億8,934万9,095円であり、一般会計の決算剰余金を原資とした財政調整基金が2億3,823万3,332円となっている。

埼玉県に設置している財政安定化基金の残高は102億2,108万6,000円となっている。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。